

特集1 障がい者（児）サービスの使い方

社会医療法人恵仁会では、障がい者（児）の皆さまが住み慣れた地域でお望みの暮らしができるよう、障害者総合支援法に基づく福祉サービスを通じ、ご相談にのり、生活をトータル的に支援しています。

①まずは相談

困ったな
どうすればいいの？



1. 市町村役場の福祉の窓口または相談支援事業所に行き、相談支援専門員（相談にのってくれる専門家）に相談しましょう。介護給付サービス、訓練など、どんなサービスを利用したいかご希望をお話ください。
2. 相談支援事業所がどこにあるかわからない場合は、市町村役場かお近くの「障がい者（基幹）相談支援センター」にお問い合わせください。

②申請します

相談支援専門員
がお手伝いします



1. 障害者手帳があればご用意ください。
2. 市職員が自宅などを訪問して、心身の状況などをお聞きします。
3. あなたのことをよく知っているお医者さん（かかりつけ医）に『医師意見書』を書いて頂く場合があります。

医師意見書とは？

あなたの健康状態や、必要なサービスについて、お医者さんに意見を書いてもらう書類



⑨モニタリング

サービスを利用してみてどうだったか、振り返ってみます。



⑧サービス利用

1. サービス利用計画書に書かれているように、サービスを利用します。
2. サービスを利用したら、事業所に利用料を払います。

障がい者（児）の福祉サービスについて、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 ケイジンピアサポートセンター中込
TEL 0267-64-1602
FAX 0267-64-1729

③障害支援区分が認定されます

1. あなたの障害支援区分（必要なサービスの目安）が決まります。
 2. 障害支援区分が書かれた手紙が届きますので次の項目を確認しましょう。
- ◎名前
 - ◎住所
 - ◎生年月日
 - ◎障害支援区分

④「サービス等利用計画案」を作ります

1. あなたが使いたいサービスの希望を教えてください。
2. 相談支援専門員が『サービス利用計画案』（いつ、どのサービスを、どのくらい使うのかの予定表）を作ります。（自分で作ることもできます）
3. 相談支援専門員が市町村の福祉課に提出し、ご希望を伝えます。



⑤市町村が支給決定します

サービス担当者会議をします

⑦契約

1. あなたが気に入ったサービス事業所を選びましょう。
2. 事業所が決まったら、事業者と契約をします。説明がわからなかったら、わかるまで説明をしてもらいましょう。
3. 書類の内容が理解できたら、名前を書いて判を押します。契約ができていくか心配なときは相談支援専門員に手伝ってもらいましょう。

⑥決定した「サービス等利用計画」を作ります

相談支援専門員が正式な「サービス等利用計画」を作ります。

